登録型本人通知制度

登録型本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本 などを本人の代理人や第三者に交付したとき、交付年 月日や証明書の種類などを事前に登録のあった方に郵 送で通知する制度です。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求や不正取 得の防止、制度の周知による委任状偽造の未然防止を 目的とするものです。

登録できる人

- ▶土岐市の住民基本台帳に記載されている人
- ▶土岐市の戸籍に記載されている人
- ※死亡および失踪宣告を受けた人は登録できません。

必要なもの

- ▷事前登録申込書
- ▷本人確認書類(運転免許証、顔写真付き住民基本台 帳カード、パスポート、健康保険証など)

ご注意ください

- ▷この制度は、証明書などを第三者に交付して良いか を本人に確認するものではありません。
- ▷登録期間は、申し込みの日の翌日から3年間です。
- ▶代理人または法定代理人が申し込みするときは事前 に問い合わせください。
- 間 市民課住民係(内線141)

事業主の皆さんへ 公正な採用選考をお願いします

人権問題についての正しい理解・認識と、応募者の 適性・能力に基づいた公正な採用選考の実施をお願い します。

次のいずれかに該当する事業所などは、公正採用選 考人権啓発推進員の設置対象となります。

- ▷従業員の数が30人以上である事業所
- ▷従業員の数が30人未満であっても、過去に就職差別 事件などを起こしたことがある事業所
- ▷労働者派遣元事業所、民営職業紹介事業所
- ※推進員の選任(変更)を行った場合は、事業所を管轄 する公共職業安定所長への報告が必要です。

間 産業振興課(内線236)

水道量水器の取り替え

水道課では、計量法に基づく検定期限(8年)が満了 となる前に、量水器の取り替えを実施しています。取 り替え作業は、市が発行する身分証明書を携帯する水 道工事指定店の作業員が行います。皆さんの敷地内で の作業となりますので、ご協力をお願いします。

なお、量水器取り替え前後の検針は、通常通り検針 員が行います。

実施日程 6月9日(月)~20日(金)

対象地区 土岐津町・下石町

対象家屋 対象地区で量水器の検定期限が満了する約

700軒

施工業者 ▷猪野設備 **(☎**⑤43835)

▶美濃冷暖 (☎⑸5352)

▶土屋鉄工所 (☎⑤6540)



間 水道課(内線125)

個人住民税均等割の税率改正

東日本大震災復興基本法の理念に基づき、防災施策 に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成 35年度までの10年間に限り、県民税・市民税の均等 割額にそれぞれ500円が加算されます。

均等割	平成25年度まで	平成26年度から 平成35年度まで
県民税	2,000円	2,500円
市民税	3,000円	3,500円
合計	5,000円	6,000円

問 ▷県民税…県税務課課税係(**☎**058-272-1153) ▷市民税…税務課市民税係(内線171・172)